

公益社団法人 日本コンクリート工学会  
技術委員会規程

平成 22 年 2 月 24 日制定  
平成 30 年 6 月 22 日改正  
令和 元年 5 月 22 日改正  
令和 4 年 10 月 31 日改正

(目的)

第 1 条 この規程は、技術委員会（以下「委員会」という。）の組織、職務及び運営等について定める。

(組織)

第 2 条 委員会は、次の各号の委員をもって組織する。

- (1) 技術・普及部門担当副会長
- (2) 学術・研究部門担当副会長
- (3) 技術・普及部門担当理事
- (4) 第 7 条に定める技術専門委員会及び規準・指針原案作成専門委員会（以下、併せて「専門委員会」という。）の委員長
- (5) 第 3 条に定める委員長が指名する委員

(委員長、副委員長)

第 3 条 委員会に、委員長及び副委員長各 1 名を置く。

2. 委員長は、技術・普及部門担当副会長が当たる。
3. 副委員長は、学術・研究部門担当副会長が当たる。

(任期)

第 4 条 委員長及び副委員長の任期は 2 年とする。

2. 委員の任期は、2 年とし、重任を妨げない。
3. 任期中で交代した委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

(職務)

第 5 条 委員会は、次の各号の業務を行う。

- (1) 専門委員会の事業計画の審議
- (2) 専門委員会の事業進捗状況及び予算執行状況の確認及び調整
- (3) 専門委員会からの上申課題のとりまとめ

(4) 上記事項に関する企画調整会議への報告

(5) その他、必要な事項

(運営)

第6条 委員会は、委員長が必要の都度招集し、運営に当たる。

(専門委員会の設置)

第7条 委員会の下部組織として、コンクリートに関する各種技術情報の収集、分析及びソフトの開発・改良等を行う技術専門委員会を設置することができる。

2. 規準・指針の制定／改正原案を作成する場合には、委員会の下部組織として、規準・指針原案作成専門委員会を置くことができる。

3. 専門委員会の設置に関する詳細については、別途「技術専門委員会等の設置等に関する内規」に定める。

(規程の改廃)

第8条 この規定の改廃は、委員会が発議し、企画調整会議の議を経て、理事会が決定する。

附 則

1. この規定は、平成22年2月24日から施行する。

2. この規程の改正は、令和4年10月31日から施行する。